



# 農業ひろさき

2019年11月1日 (第165号)

(令和元年11月1日)

編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104



## 実りの秋 ひろさきりんご収穫祭開催

毎年りんご公園で行われている「ひろさきりんご収穫祭」は、当初9月21日から23日まで開催予定でしたが、台風17号の影響で21日、22日の2日間に会期を変更して開催されました。

21日には開会式が行われ、主催者の櫻田宏市長からあいさつ、

成田繁則市農業委員会会長による開会宣言を皮切りに、

りんご収穫の無事を祈願してりんごに関するさまざまな催しが行われました。

また開会式後には、この日初めてお披露目となった「りんご王国王さま6世」から、りんごスティックドーナツが振る舞われ、来場者から好評を得ていました。会期中は好天に恵まれ、地元アーティストによるライブステージやりんごカービング飴製作体験をはじめとする各種体験イベントを楽しむ多くの家族連れでにぎわいました。



## ひろさき「農の魅力」体験ツアー(第1弾)

市では、このほど、農業の大切さや魅力を伝え、将来農業やその関連産業に携わる人材の発掘・育成を図るため、市内の小学生及び保護者を対象に、農業をみて、きいて、ふれて、あじわう「ひろさき農の魅力体験ツアー」を初めて開催しました。

9月29日、体験ツアーに参加した市内の小学生親子6組12人が、市内青女子のミニトマト農家・館山華江さんの園地と市内熊嶋のイチゴ農家・齋藤良彦さんの園地をそれぞれ訪れました。館山さんの園地では、3棟のハウスに「千果」という品種が栽培され、参加者は赤く色づいた鈴なりのミニトマトの収穫を体験し、自家製のトマトジュースを味わいました。また、午後に訪れた齋藤さんの園地では、3棟のハウスに「すずあかね・赤い妖精」の2品種が栽培され、参加者は栽培の様子を見学しイチゴのパック詰めを体験しました。それぞれの訪問先で、生産者から栽培方法の説明やクイズが行われたほか、農業を始めたきっかけや農業の楽しさなどが話され、参加者は興味を持ちながら耳を傾けていました。また、昼は、野菜ソムリエプロの小林潤子さんの指導のもと、収穫したミニトマトを使った「ミニトマトでクイックピザ」や「秋野菜のミルクカレースープ」など、野菜や果物を使った調理体験が行われ、参加者は親子で楽しいひと時を過ごしました。



## 石川小学校5年生児童稲刈り体験

9月27日、石川小学校5年生児童21人が、学校近くにある成田毅さん(乳井)の水田で稲刈り作業を体験しました。

5月に自分たちが植えたもち米「アネコモチ」は、乳井みどりの保全会が協力し管理を行っており、この日も会員ら5人が応援にかけつけ、児童らは慣れない鎌を使っての刈り取り作業や、刈り取った稲束を田んぼに立てて、天日干しにして乾燥させる作業を終え収穫の喜びを感じ取っていました。

5年生の社会科では「くらしを支える食料生産」の授業で「米づくりに関する学習」をしており、作業終了後には、成田さんに米の病気やヘリコプターでの薬剤散布、より良い米を生産する工夫などについて質問していました。

担任の佐藤先生によると、米づくりの体験は、田んぼでの田植え作業と稲刈り作業を行っているほか、学校でもバケツ稲7個を育て生育の観察をし、総合的な学習の一環として行っているとのこと、収穫したもち米は、来年2月に石川公民館まつりで「餅つき」を行い、地域住民に振る舞う予定と話していました。



# ごみ減量化・資源化について協定を締結しました!

市は8月21日に、つがる弘前農協、津軽みらい農協、相馬村農協それぞれと「弘前市ごみ減量化・資源化の取組に関する協定」を締結しました。

〈協定内容の主なもの〉

- ・農業由来の剪定枝や刈草、廃棄農産物は、可能な限り漉き込みや堆肥化を優先させる。
- ・農業由来の廃プラスチック類や廃農薬等を地域で回収する仕組みの構築に努める。(以上、農協側の取組)
- ・わかりやすい情報発信や周知啓発。
- ・ごみの排出状況の調査により、事業系ごみの排出状況を把握する。(以上、市側の取組)

農業に係るごみは、事業規模の大小や排出量に関わらず全て、町会等が管理するごみ置場には出すことができませんので、ごみ処理施設へ直接持ち込むか、廃棄物収集運搬業者へ依頼することとなります。

今後も引き続き事業系ごみの適正排出にご協力ください。

◆問い合わせ先 環境課廃棄物政策係(市役所前川新館2階)  
☎32-1969



左から、山内津軽みらい農協代表理事組合長 櫻田市長、工藤つがる弘前農協代表理事組合長、大場相馬村農協専務理事(当時)

## りんご農家等直売活動支援事業

### ◆事業内容

2戸以上のりんご農家などで組織する団体または、家族経営協定を締結した家族が自ら生産したりんごをはじめとした果実など(その加工品を含む)を臨時販売所やスーパーなどで自ら販売するための経費に対して補助します。

### ◆主な採択基準

自ら生産したりんごをはじめとした果実など(その加工品を含む)を自ら販売するための経費であること。ただし、既存の販路となっている店舗のみでの販売や加工品のみでの販売などを除く。

◆補助対象経費 直売に要する経費(旅費、消耗品費、土地や店舗などの使用料・賃借料など)

◆補助率(額) 1/2以内(上限15万円)

■問い合わせ先 りんご課販売促進係(市役所前川本館3階)  
☎40-7105



## 第26回青森県農業簿記講座

農業経営の改善に役立つ「複式簿記」の講座が開催されます。ぜひご参加ください。

### ◆開催場所及び日程

【黒石会場】黒石市産業会館4階「大会議室」

(黒石市市ノ町) ☎0172-52-2111

11月28日(木)	12月4日(水)	12月6日(金)
12月9日(月)	12月12日(木)	

【五所川原会場】五所川原市民学習情報センター1階「大教室」  
(五所川原市一ツ谷) ☎0173-38-5115

11月27日(水)	12月5日(木)	12月6日(金)
12月10日(火)	12月13日(金)	

【いずれの会場も受講時間は午前10時～午後3時30分】

◆主催…青森県農業会議、青森県農業青色申告会連合会

◆対象者…複式簿記の習得を希望する認定農業者、認定志向農業者などで、5日間の全日程に参加できる方。

◆受講料…3,000円(全日程、昼食が用意されます)

◆教材費…農業経営簿記I・II(1,400円)

固定資産台帳(400円)

※教材をお持ちの方は購入する必要はありません。当日お持ちください。

◆その他…筆記用具、電卓をお持ちください。

■問い合わせ・申込先 11月13日(水)までに、電話で弘前市担い手育成総合支援協議会(農政課農業振興係 市役所前川本館3階)へ ☎40-0767

## 特定農作業受委託から農地中間管理事業への切り替えを!

青森県農地中間管理機構では、農地所有者から農地を借り入れ、規模拡大を目指す担い手に貸し付けることにより、農地の集積・集約化による効率的な営農を支援しています。

10月の消費税率の改定及び消費税軽減税率制度の導入により、従来の特定農作業受委託(※)の場合は、消費税率の違いから、農地の受け手が農地の所有者ごとに農産物の売上高及び作業受託料の内訳を提示する必要があるなど、精算方法が複雑になる場合があります。

一方、農地中間管理事業を利用して農地の賃貸借契約を行うと、精算方法は特定農作業受委託と比べて簡易になります。

このため、青森県農地中間管理機構では特定農作業受委託から農地中間管理事業への切り替えを推進しております。詳しく知りたい方は、下記担当へお問い合わせください。

※特定農作業受委託…経営所得安定対策の申請に当たって結ばれる基幹3作業の作業受託と委託販売の引き受けを行う契約であり、農地の賃貸借契約ではありません。

■問い合わせ先 公益社団法人あおもり農林業支援センター(青森県農地中間管理機構)  
☎017-773-3131

## りんごを守ろう!盗難にご用心



10月11日、弘前警察署、弘前地区防犯協会、農協、弘前市などによる「りんご盗難防止アップルパトロール」出動式を行い、関係機関・団体でりんごの盗難防止を呼びかけています。収穫したりんごの野積みはやめ、りんご畑の見回り回数を増やすなど、自主防犯の強化に努めましょう!

パトロール実施中!

# 農地転用、その前に・・・

## 農振除外申出12月16日締切り

市では、農業振興のために利用・保全すべき土地を、『農用地区域』として設定しています。

この区域内の農用地を住宅用地や農業用施設用地(倉庫、資材置き場など)といった耕作以外の目的に使用する場合は、市が設定している区域から除外するなどの手続きが必要となります。農振除外の手続きは、6か月以上の期間を要します。また、12月16日を過ぎますと、次回分は来年4月30日が締め切りとなる予定です。

なお、受付・相談は、農用地の所在する各地区の担当課窓口で行っています。

### ■問い合わせ先

- 【弘前地区】農政課計画推進係(市役所前川本館3階)  
☎40-7102
- 【岩木地区】総務課農林係(岩木庁舎1階)  
☎82-1621
- 【相馬地区】総務課農林係(相馬庁舎1階)  
☎84-2111



# りんご公園 りんごトラック市

市内近郊の農家が、トラックで集結し、主力品種のふじ・王林などのりんごのほか、加工品の展示販売をします。



昨年の販売の様子

贈答用、家庭用と様々なりんごがトラックいっぱい!! ご家族・ご友人お誘いあわせのうえ、ぜひお越しください。

◆日時 11月24日(日) 午前10時~午後3時

◆場所 りんご公園第1駐車場(清水富田字寺沢)

■問い合わせ先 弘前市りんご公園

☎36-7439



## 農地流動化情報は、市のホームページからも情報提供!

農業委員会では、農地の有効利用と遊休農地解消対策として、「農地を貸したい、売りたい」または「借りたい、買いたい」などの情報を提供しています。

➡ 農業・商工業 > 農業情報 > 農地に関すること > 農地流動化情報



# 知らないで損! 農業者年金で税金対策



## まず農業者年金ってなに?



農業者の年金はサラリーマンと違い公的年金の1階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給するサラリーマン並の年金を確保するには、**自分で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として農業者には農業者年金があります。**



## でも・・・加入する条件があるんでしょ?

農業者年金 へは...



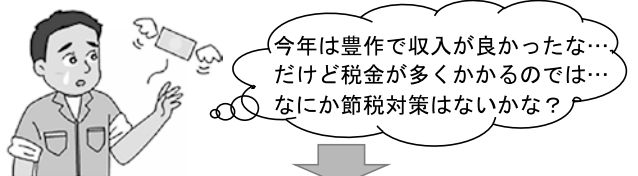
の方ならどなたでも加入できます。

## 農業者年金は支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象です。

保険料は月額2万円から6万7千円の中で自由に選択できます。その支払った**保険料全額が社会保険料控除となりますので、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。**

生計を一つにする配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、その**合計額(最高保険料6万7千円の場合は3人分で241万2千円)が経営主の所得から控除**できます

## 保険料の前納納付を活用し、税金対策を。



前納すれば翌年1年間の保険料も**全額社会保険料控除**に使える!

### 注意点

**11月15日が前納申し込み期限**ですので、翌年の3月の確定申告で社会保険料控除として申告を考えている場合は、それまでにJAの窓口で申し込みをする必要があります。

よって**11月初旬に今年の売上のチェックが必要!!**

詳しい内容のお問合せは...

農業委員会農政係 ☎40-7104

# 収入保険新規加入申請受付中

青森県農業共済組合ひろさき支所では、収入保険の新規加入申請を受付しています。

## ◆【加入時の必要書類など】



### － 個人の方 －

- 所得税の確定申告書B第一表
- 青色申告決算書(損益計算書及び収入金額の内訳)
- 事業消費、品目別の作付面積、収穫量、雑収入の内訳が分かるもの

### － 法人の方 －

- 法人税の申告書別表一及び別表四
- 損益計算書
- 事業消費高、雑収入や品目別の売上高、作付面積、収穫量の内訳が分かるもの

※個人・法人に係わらず、これらの書類で把握できない金額がある場合は、その金額が記載されているもの

※上記書類の直近4か年分(4年分の申告書類がない方は、ある年数分で結構です)

## ◆【新規加入者の加入申請期限】

- 個人の方……12月末まで
- 法人の方……当該法人事業年度の前月の末日まで

## ■申請受付場所及び問い合わせ先

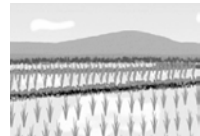
青森県農業共済組合ひろさき支所 ☎28-5700

# 不動産取得税の徴収猶予制度について

## (農地等の生前一括贈与による徴収猶予制度)

不動産取得税は、土地や家屋を、有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、売買、贈与、交換、建築(新築・増築・改築)などにより取得したときに、その取得者に一度だけ課税される県の税金です。

不動産の取得後、ある程度の期間において納税通知書が送付されますので、指定された納期限までに納付する必要がありますが、農地等を生前一括贈与で取得した場合は、納期限までに地域県民局に徴収猶予の申請を行うことで不動産取得税の納付が猶予されます。



◆申請には戸籍謄本、農地法第3条の許可書の写し、農業委員会が交付する「不動産取得税の徴収猶予適格者証明書」などの書類が必要です。

◆農地等の生前一括贈与で徴収猶予を受けた場合は、3年ごとに徴収猶予継続届出書の提出が必要です。

◆贈与者または受贈者が死亡した場合には、届出により猶予された納税義務が免除されます。詳しくは下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先 中南地域県民局県税課第二課 ☎32-1131 内線227

# 農地に係る許可申請の審議・決定結果概要

農地の売買・賃借等の申請の許可、決定等の審査のため、農業委員は毎月の総会に出席し、農地の適正利用の推進に努めています。



総会(審議の様子)

## ◀ 4月～9月末までの審議結果 ▶

区 分	件数	面積(m <sup>2</sup> )
農地の権利移動 (農地法第3条) 農地を耕作する目的で、所有権を移転、賃借権等を設定しようとする場合の許可 (農地法第3条の3) 農地を相続等をした場合の届出	所有権の移転	91 520,244
	使用収益権の設定	125 662,442
	相続等の届出	52 391,371
権利移動を伴わない転用 (農地法第4条) 農地の所有者が、農地を農地以外に転用する場合の許可申請	市街化区域	6 1,258
	市街化区域以外	8 5,510
権利移動を伴う転用 (農地法第5条) 農地の所有者以外が、農地を農地以外に転用する場合の許可申請	市街化区域	12 6,915
	市街化区域以外	22 19,129
農業経営基盤強化促進事業	所有権の移転	106 381,912
	使用収益権の設定	230 1,457,306
賃貸借の解約	40 282,449	

# りんご黒星病耕種的防除対策事業費補助金

落葉処理や黒星病の被害葉・被害果の処理に要する経費に対して補助します。

◆補助対象経費 人件費(ハローワーク・JAなどの無料職業紹介所等を通じて雇用した紹介状が必要です)、機材リース費、腐熟促進剤(例:消石灰、石灰窒素)購入費、業者または他者に作業を依頼する費用

◆補助率 1/2(面積に応じ上限あり)

※事前に申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先 りんご課生産振興係 ☎40-7105

# 「農業ひろさき」に掲載する広告募集

市農業委員会では、民間事業者の事業活動を推進するため、「農業ひろさき」に掲載する有料広告を募集しています。掲載できる広告は、広報紙の性格上、いくつかの条件がありますので、詳しくは市ホームページでご確認ください。

◆掲載位置 最終面の下方

◆1回の掲載料(いずれも白黒)

- ・第1号 縦45mm×横84mm以内 8,000円
- ・第2号 縦90mm×横84mm以内 16,000円
- ・第3号 縦42mm×横180mm以内 16,000円

◆申込期限 掲載を希望する号の50日前

◆検索方法(市ホームページ)

「トップ」→「有料広告募集案内」→「農業ひろさき」



■問い合わせ先 農業委員会農政係(市役所前川本館3階) ☎40-7104